第二地方銀行が扱う高齢者に対する外国債券型投資信託販売に関する質問主意書

出者 前田雄 告

提

第二地方銀行が扱う高齢者に対する外国債券型投資信託販売に関する質問主意書

り、 7 不実告知、 売によるトラブルが多く、 託に積極的では 情やトラブルの多くは高齢者や主婦、 購入しているわけではないことを裏付けるものである。 実がある。今、全国の消費生活センターへ寄せられる金融商品に関するトラブルの相談件数は急増してお れることが少なくなく、 . る。 現在、 中でも外国債券型投資信託に関する苦情の多発は、 特に地方では、 消費者を取り巻く市場は大きく様変わりし、 リスク説明なし、 ない環境下でのトラブルが続出している。 地域密着型を謳い、 地方銀行では「貯蓄より投資」が得だとセールスし、不招請勧誘に奔走している現 密室での契約故に深刻な問題に発展しているケースが目立ち、 解約拒否、 年金生活者が占め、 無断契約、 投資信託の知識や経験も無い一人暮らしの老人がターゲットにさ 不誠実な苦情処理、 リスクのある金融 また、 高齢者が投資信託を十分理解・納得・自己決定して その販売方法に関しては、 特に地方に住む一人暮らしという、 苦情は、 六十代、七十代、八十代が多く、 適合性の原則違反、 商 品が身近な金融機関で販売されて 店舗外 その苦情内容は、 断定的判断など (訪問) 決して投資信 での販 苦

特に、 販売側が第二地方銀行の場合、 投資信託の複雑な仕組みやリスクを理解しているとは言い難い現状 である。

適正な販売方法に陥りやすく、 もあり、 契約優先の実態がまかり通っている。 リスクの理解を欠いたまま、 高い手数料を得るための手段として不招請勧誘、 高齢者を契約に至らしめている。 また、 すなわち不 その後

の契約者及びその家族の苦情やトラブルに対する対応は不誠実であり、コンプライアンスも未熟な点は見逃

せない問題である。

開も

無いために、

孤立した被害者は泣き寝入りしている状況下にあり、

いまだ監督官庁の消費者保護が不十

地方銀行においては統一された契約や販売対象の基準やルールは無く、実態は全く不透明であり、 情報公

分な点も、 被害者急増の大きな要因と分析することができる。よって、 地方銀行における投資信託商品等の

販売基準等の情報公開及びその分析と現状把握は急務と考える。

以下、 高 齢者被害の象徴でもある、 「第二地方銀行が扱う外国債券型投資信託商品」 の契約状況について

確認をするため、政府に対し質問する。

各行、 高齢者との契約に際しての条件、基準、ルール等、定めているか、 明らかにされたい。また、

同様に明らかにされたい。

人暮らしの高齢者に関しても、

高齢である契約者の商品の理解、 運用能力有無の判断の基準等についても、 各行ともにどういう基準を

定めているのか、明らかにされたい。

 \equiv 各行、 「高齢者」 と称する基準は何歳以上か、 またその理由を明らかにされたい。 例えば、 都市 銀行が

定める高 齢者契約年齢は「七十歳」という基準を打ち出しているが、 昨年、 福島銀行は高齢者年齢 を 七

十五歳」 と決めている。 地方に住む高齢者の方が適合性に問題があるように思うが、 なぜ福島銀行は 七

十五歳」としたのか、その理由を明らかにされたい。

兀 高齢者の年齢基準について基準枠を決定した時期を明らかにされたい。

五 一人暮らしの高齢者との契約に際し、 家族への確認や連絡体制等のルールは定めてあるか、 各行の状況

を明らかにされたい。 さらに契約者の契約商品及びその内容について、 その事実を認知してい る家族 の割

また各行がどのような方法、 手段で、 離れて住む家族に告知しているのか、 その実態を明らかにさ

れたい。

六 契約者の適合性について、各行はどんな基準を定めているか、 明らかにされたい。特に、一人暮らしの

高 齢者との契約に関し、適合性の原則基準をどのように定めているのか、 明らかにされたい。

七 現代社会においては認知症患者が急増しており、 普段の生活からはなかなか見抜けないことから、 トラ

ブルの要因ともなっている。 各行は認知症についてはどのような理解と契約判断をされているのか、 明ら

かにされたい。

八 各行、 高齢者との契約に適合性に問題ありと判断する基準は何か、 明らかにされたい。 また、その場合

の対応についても明らかにされたい。

九 高齢者との契約後、 認知症など精神的疾患の診断書や医師の証明書が提出された場合、 各行の対応マ

ニュアルでは、どのように対応することになっているのか、 明らかにされたい。

+ 各行、 七十歳以上の一人暮らしの外国債券型投資信託契約件数と契約全体との割合を明らかにされた

契約全体との割合を明らかにされたい。

; j

+

各行、

七十歳以上の外国債券型投資信託の契約数と、

十二各行、 七十歳以上の一人暮らしの外国債券型投資信託契約者数のうち、 訪問 (店舗外) によって契約

した件数と店舗内で契約した契約数、及びその割合を明らかにされたい。

十三各行、 高齢者の一人暮らしの外国債券型投資信託契約における苦情件数、 及び内容の概要について明

らかにされたい。 また、 その場合の対応、 対処マニュアルについてもどのように定めているのか、 明らか

にされたい。

十四四 この九月から新しい金融商品取引法が施行されるが、 その法律では、 個々人が理解出来る程度及び理

解出来る方法で、リスクについての重要事項を説明しない場合は禁止行為違反とみなされる。 合わせて、

金 融商品販売法が改正され、 個々の消費者が理解出来る程度及び理解出来る方法で、リスクについての説

明を怠った場合は、 説明義務違反となり損害賠償の対象となる。さらに、 監督指針においては、 リスク管

理判断能力までチェックするように定められている。 契約者の適合性の判断基準が著しく厳しくなってい

く状況下において、 第二地方銀行各行は、 どういう対応及び検討を為されているのか、 明らかにされた

61

以上、第二地方銀行協会会員各行ともに明らかにされたい。

十五. 第二地方銀行協会は、 各会員行の高齢者との契約におけるトラブル事例はどのように把握、 管理され

ているのか、 協会ではどのようなデータを収集しているのか、 明らかにされたい。

第二地方銀行協会においては、 統一されたコンプライアンス強化及び基準が必要と考える。 特に高齢

者及び一人暮らしの高齢者の適合性について、 所属の各行に対し、 どのような指導をしているのか、 明ら

かにされたい。更に、政府は協会に対し、どのような指導を行い、また今後行っていくつもりなのか、 見

解を明らかにされたい。

右質問する。